



## 第 50 回（2022 年度） 内藤記念講演助成金 申請要領

### 1. 趣 旨

人類の健康の増進に寄与する自然科学の基礎的研究に関する国内で開催される国際会議の開催に対し、費用を補助するものである。

### 2. 申請者資格

- 1) 大学、研究機関に所属する者が主催する自然科学の基礎的研究に関する国内で開催される国際会議（シンポジウム、講演会）の開催責任者（主催者）であること。  
尚、本国際会議は参加者総数が 50 名以上で、かつ参加国が日本を含む 2 カ国以上であること。
- 2) 以下集会の開催責任者は申請対象外とする。
  - ①国内で開催される学術集会の定例的な年会や季会
  - ②当該年度に既に当財団が採択した助成金と同一のシンポジウム、講演会
- 3) 当財団の理事・監事・評議員および選考委員による申請はできない。

### 3. 助 成 額 1 件 上限 50 万円

### 4. 採択件数 年間予算内

### 5. 申請方法

- 1) 当財団 HP にある助成金の申請方法ページ  
([https://www.naito-f.or.jp/jp/joseikn/jo\\_index.php?data=apply](https://www.naito-f.or.jp/jp/joseikn/jo_index.php?data=apply)) の手順に従い、申請 Web サイトより申請すること。
- 2) 開催趣意書（収支予算書を含む）ならびにプログラム・アブストラクト、会議の概要が分かる資料を申請 Web サイトにアップロードすること。
- 3) 申請書には次項 4) の要件を満たす方の推薦を受け、推薦者の公印（所属機関役職印）を押印すること。  
尚、推薦者が当財団の理事・監事・評議員の場合は、私印とする。



4) 本助成金への推薦件数

- ①当財団が指定する次項5) の32学会の代表者による推薦：1 推薦者につき年間1 件
- ②当財団の理事・監事および評議員による推薦：1 推薦者につき年間2 件

5) 推薦者要件

(1) 当財団が指定した以下の32学会の代表者

応用物理学会	日本生化学会
高分子学会	日本生物工学会
日本遺伝学会	日本生物物理学会
日本ウイルス学会	日本生理学会
日本栄養・食糧学会	日本動物学会
日本解剖学会	日本農芸化学会
日本化学会	日本バイオイメージング学会
日本癌学会	日本発生生物学学会
日本ケミカルバイオロジー学会	日本ビタミン学会
日本細菌学会	日本病理学会
日本再生医療学会	日本物理学会
日本細胞生物学学会	日本分子生物学学会
日本獣医学会	日本分析化学会
日本植物生理学学会	日本免疫学会
日本神経化学会	日本薬学会
日本神経科学学会	日本薬理学会

(2) 当財団の理事・監事および評議員

6. 申請締切日 (電子申請の完了期限)【厳守】

国際会議の開催月により、年4回の受付を実施する。

申請区分	国際会議開催月 (開催期間の開始日)	電子申請の受付期間 【厳守】	採否通知
夏季	2022年 7月～9月	2022年 2022年 4月1日～5月20日	2022年 6月中旬
秋季	2022年 10月～12月	2022年 2022年 5月21日～8月20日	2022年 9月中旬
冬季	2023年 1月～3月	2022年 2022年 8月21日～11月19日	2022年 12月中旬
春季	2023年 4月～6月	2022年 2023年 11月20日～2月18日	2023年 3月上旬



7. 選考方法 審査委員会にて審査し、決定する。
8. 採否の結果 前項6. の表「採否通知」の日程で申請者ならびに推薦者に通知する。
9. 送金時期 当該国際会議の開催日を勘案し、送金する。
10. 助成金の使途について  
本助成金に採択された国際会議を開催するための費用とする。
11. 助成金の使用期限について  
当該国際会議の開催期間終了日から1ヵ月以内とする。本助成金対象の会議終了後に未使用額がある場合は、速やかに財団へ返還する。
12. 助成金の返還について  
受領者が以下に該当した場合は、助成金の支給決定の取り消し又は助成金全額の返還を求める。  
又、以下③の場合、以後、当財団の全ての助成金の申請が受けられない。
  - ① 当該国際会議が中止になった場合。尚、やむを得ず開催期間を延期する際は、事前に指定様式にて当財団へ届出を提出し、承認された場合はこれに当たらない。
  - ② 正当な理由なくして、期日までに会議開催報告書ならびに使途報告書の提出がなかった場合。
  - ③ 当該助成金の申請書に記載された内容に不正があった場合や助成金の不適切な使用が明らかとなった場合。
13. 報告の義務
  - ① 会議開催報告書および使途報告書は、当該国際会議終了後、1ヵ月以内に所定様式にて報告すること。
  - ② 当該国際会議のプログラム等に当財団（英文：The Naito Foundation）の助成によるものであることを明記し、プログラム等のPDFを電子メールに添付のうえ、財団宛てに送付すること。
14. 申請に際しての留意点
  - ① 申請書は採否にかかわらず一切返却しないものとする。
  - ② 当財団は、採択した案件に関する情報（申請者の氏名、所属、助成対象となった国際会議名、助成額等）を財団HP、事業報告書、財団機関誌および贈呈式次第上に掲載し公表する場合がある。



15. その他

当財団は申請内容の秘密を厳守し、改正個人情報保護法（平成 29 年 5 月 30 日施行）をはじめとする各種関連法規に従い、本選考や助成採否の連絡など当該助成に関する業務に限定して利用する。

16. 問い合わせ先

公益財団法人 内藤記念科学振興財団

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 南江堂ビル 8 階

TEL 03-3813-3861

FAX 03-3811-2917

E-mail joseikin@naito-f.or.jp

URL <https://www.naito-f.or.jp/jp/index.php>

以上